

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【公表番号】特表2008-510353(P2008-510353A)

【公表日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【年通号数】公開・登録公報2008-013

【出願番号】特願2007-525541(P2007-525541)

【国際特許分類】

H 04 L 1/16 (2006.01)

H 04 W 28/00 (2009.01)

H 04 L 29/08 (2006.01)

【F I】

H 04 L	1/16	
H 04 B	7/26	1 0 9 M
H 04 L	13/00	3 0 7 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年1月21日(2013.1.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アップリンクで伝送されたパケットに応答して、node-BにおいてACK/NACK(acknowledgement/negative acknowledgement)信号を伝送する方法であって、

前記方法は、

ユーザ装置から伝送されたパケットを受信することと、

前記パケットを復号化し、前記復号化の結果に基づいて、前記パケットの受信に成功したか否かを決定することと、

前記決定の結果に基づいて、前記パケットの受信に成功したときには、ACK信号を伝送し、前記パケットの受信に失敗したときには、NACK信号を伝送することと、

無線ネットワーク制御器(RNC)から前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報を受信することであって、前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報は、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していなければならないか否かに関する情報を含み、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していなければならないか否かは、前記ユーザ装置がソフトハンドオーバー状態にあるか否かを考慮して決定される、ことと、

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報を前記ユーザ装置に伝送することと、

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報に基づいて、前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルを決定することとを含む、方法。

【請求項2】

前記ユーザ装置がハンドオーバーの間には、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していなければならない、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報は、専用物理データチャネル(DPDCH)に対する電力オフセット値により決定される前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力は、同一のレベルを有する、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力は、独立して決定される、請求項3に記載の方法。

【請求項6】

アップリンクで伝送されたパケットに応答して、ACK/NACK(acknowledgement/negative acknowledgement)信号を伝送するnode-Bであって、

前記node-Bは、

ユーザ装置から伝送されたパケットを受信することと、

前記パケットを復号化し、前記復号化の結果に基づいて、前記パケットの受信に成功したか否かを決定することと、

前記決定の結果に基づいて、前記パケットの受信に成功したときには、ACK信号を伝送し、前記パケットの受信に失敗したときには、NACK信号を伝送することと、

無線ネットワーク制御器(RNC)から前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報を受信することであって、前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報は、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していかなければならないか否かに関する情報を含み、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していかなければならないか否かは、前記ユーザ装置がソフトハンドオーバー状態にあるか否かを考慮して決定される、ことと、

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報を前記ユーザ装置に伝送することと、

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報に基づいて、前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルを決定することとを実行するように構成されている、node-B。

【請求項7】

前記ユーザ装置がハンドオーバーの間には、前記NACK信号に対する伝送電力が0のレベルを有していかなければならない、請求項6に記載のnode-B。

【請求項8】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力レベルに関する情報は、専用物理データチャネル(DPDCH)に対する電力オフセット値により決定される前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力を含む、請求項6に記載のnode-B。

【請求項9】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力は、同一のレベルを有する、請求項8に記載のnode-B。

【請求項10】

前記ACK信号および前記NACK信号に対する伝送電力は、独立して決定される、請求項8に記載のnode-B。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

前記第2実施例において、前記RNCは、前記関連したUEがソフトハンドオーバー状態にあるかどうかに関する情報、及び前記ACK/NACK信号の伝送と関連した他の状態に関する情報を考慮した、前記NACK信号のための伝送電力がオフ(DTX)レベルを有していなければならぬか否かに関する情報を前記node-Bに提供する。例えば、前記node-Bの物理階層は、上位階層から受信されたパラメーター値が1である場合、NACK信号を用いて送信電力を”0”に設定し(例えば、”NACK_PW_OF_F”と呼ばれる信号を用いる)、前記受信されたパラメーター値が0である場合、前記RNCによって判断されたNACK信号送信電力を用いてNACK信号を伝送する。前記ACK/NACK信号に対する前記送信電力レベルに関する情報は、前記RNCから前記node-Bに伝送されることが好ましい。